

明治学院大学外部評価委員会規程

2008年12月12日 自己点検・評価運営委員会承認

2008年12月17日 大学評議会承認

2009年 1月 9日 常務理事会承認

2010年 5月14日 常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学は、明治学院大学自己点検・評価規程に基づく自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証および評価を行い、本学の教育研究等の向上に資する提言をおこなう。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が選考し、委嘱する。

3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。但し、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、自己点検推進室に置き、事務を担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価運営委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2009年4月1日より施行する。これにより、明治学院大学外部評価委員会内規は廃止する。
- 2 2010年4月1日一部改正施行（第7条 事務局の変更。）